

岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、近年の漁場環境の変化により、天然産の鮎稚魚の確保が困難となっていることから、鮎稚魚の放流活動に対して支援することにより、市内の内水面資源の確保及び内水面漁業の振興を図るため、予算の範囲内において岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内の漁業者で組織する団体の代表者で、市長が認めた者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、鮎稚魚を市内の河川に放流する事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する事業に要する経費で、鮎稚魚代に2分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(補助事業の変更の承認)

第9条 補助事業者は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

3 前条の規定は、前項の規定による変更をした場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後10日以内(10日以内に会計年度の末日が到来する場合にあっては、当該会計年度の末日まで)に市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

(3) 鮎稚魚を購入したことが確認できる領収書

(4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間）を経過したときは、この限りでない。

2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(雑則)

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月20日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）所在地 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____ (※)

(※)代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類

様式第2号（第11条関係）

岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（補助事業者）所在地

団体名

代表者氏名 (※)

(※)代表者が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で岡崎市鮎稚魚導入事業費補助金の交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類